

土砂災害防止法の改正および今後の方針について

滋賀県砂防課

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正の概要

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずる。

背景

- 土砂災害警戒区域等の指定だけでなく基礎調査すら完了していない地域が多く存在し、住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が、直接的な避難勧告等の基準にほとんどなっていない。
- 避難場所や避難経路が危険な区域内に存在するなど、土砂災害からの避難体制が不十分な場合がある。



改正法の概要

(平成26年11月19日公布、平成27年1月18日施行)

土砂災害の危険性のある区域の明示

(1) 基礎調査の結果の公表

住民に土砂災害の危険性を認識してもらうとともに、土砂災害警戒区域等の指定を促進させるため、都道府県に対し、基礎調査の結果について公表することを義務付ける。

- ・土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を、県HP等で公表、県出先機関等での閲覧
- ・結果の公表後、市町と連携して土砂災害警戒区域等の指定の手続きを速やかに進める

(2) 基礎調査が適切に行われていない場合の是正要求

国土交通大臣は、基礎調査が適正に行われていない場合、都道府県に対し是正の要求を行うものとする。(国は、都道府県から基礎調査の報告を受け、進捗状況を把握し公表「法に基づく基本指針で明記」)

- ・おおむね5年程度で、土砂災害の恐れがある箇所全てについて一通りの基礎調査の完了を目標とする

円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供

(3) 土砂災害警戒情報の市町村への通知及び一般への周知

避難勧告等の発令に資するため、

- ①土砂災害警戒情報について、新たに法律上に明記するとともに、
- ②都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について関係市町村の長に通知すること、
- ③都道府県知事に対し、土砂災害警戒情報について一般に周知すること、を義務付ける。

- ・実績降雨量に2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量に達した時に、気象台と県が共同で土砂災害警戒情報を発表
- ・都道府県から市町長へファックスまたは電子メール等により土砂災害警戒情報を通知する(滋賀県:県防災情報無線にて通知)
- ・都道府県から一般住民へテレビ、ラジオ、インターネットを活用し土砂災害警戒情報を周知する(滋賀県:テレビ、滋賀県土木防災情報システム(SISPAD)、しらがメール(事前登録が必要)にて周知)

(4) 避難勧告等の円滑な解除

市町村が避難勧告等の解除のための助言を求めることができる。国土交通大臣及び都道府県知事が必要な助言をするものとする。

避難体制の充実・強化

(5) 市町村地域防災計画への避難場所、避難経路等の明示

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。

市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定めることとする。

- ・土砂災害警戒情報等の土砂災害に関する情報の伝達手段の周知(防災行政無線、緊急速報メール等)
- ・土砂災害警戒区域外で避難場所を選定することを基本とする。(地域の実情に応じ適切に対応)
- ・土砂災害に対する安全性を確認した適切な避難経路等の選定(地域の実情に応じて適切に対応)
- ・土砂災害に対する避難訓練を毎年一回以上実施することを基本とする。(実践的な避難訓練となるよう工夫)
- ・警戒区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地、情報の伝達等に関する事項を定める(「学校」については幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が対象)
- ・警戒区域の範囲、避難場所、避難経路、避難方向等を示したハザードマップの作成
- ・ハザードマップのホームページ(ポータルサイト)、掲示板、各戸配布、回覧板等による住民・通勤者・滞在者等への周知

国による援助

(6) 国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助に係る努力義務

国土交通大臣は、都道府県及び市町村による土砂災害防止対策の推進に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

今後の方針

(1) 基礎調査の結果の公表

- ・滋賀県HP上で、GISデータ(滋賀県防災マップ)、オルソ画像を公表、土木事務所での図書の縦覧
- ・市町への通知と同時に公表、基礎調査済みの未指定個所についても順次公表
- ・結果の公表後、市町と連携して土砂災害警戒区域等の指定の手続きを速やかに進める

(2) 基礎調査

- ・土砂災害警戒区域指定(一巡目)の完了目標を平成30年度として、基礎調査を推進する。